

利用者のために

2003年（第11次）漁業センサスの概要

1 調査の目的

2003年(第11次)漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	海面に沿う市区町村及び漁業法第36条1項規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下、「沿海市区町村」という。）の区域内に所在する漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成15年 11月1日 現在	調査員が調査客体からの面接聞き取り調査 (一部項目(会社、官公庁、学校、試験場については全部)自計申告)
	漁業従事者世帯調査	沿海市区町村に所在する漁業従事者世帯		"	
	漁業管理組織調査	沿海市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地方農政局	"	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
	海面漁業地域調査	農林水産大臣が指定する漁業地区	統計・情報センター	"	
流通 加工 調査	水産物流通機関調査	魚市場、水産物卸売業者及び水産物買受人	農林水産省 地方農政局	"	調査員又は統計・情報センター職員による調査客体に調査票を配布、回収
	冷凍・冷蔵、水産加工工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工工場	統計・情報センター (調査員)	"	(自計申告調査)

利用上の注意

2003年（第11次）漁業センサスの主な改正点

2003年漁業センサス（海面漁業調査及び流通加工調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 調査項目の充実

- (1) 資源管理の状況を明らかにするため、養殖施設の稼働状況、遊漁が行われている場所の有無、遊漁者の受け入れ態勢等を把握する項目を設定。
- (2) 水産物の生産から流通・消費に至る実態を明らかにするため、漁業経営体における漁獲物の出荷先、冷凍・冷蔵、水産加工場における原料の仕入れ先、製品の出荷先等を把握する項目を設定。
- (3) 水産加工業及び魚市場における安全・品質確保の取組を把握するため、衛生管理施設への投資金額、廃棄物等の再生利用についての取組等を把握する項目を設定。
- (4) 女性の労働状況や漁業関連産業における就業状況を把握するため、漁業経営体における漁業の海上/陸上作業に従事した人が最も多かった時期の人数、冷凍・冷蔵、水産加工場等における従業員数等を男女別に把握する項目を設定。
- (5) 漁業就業者及び漁船の乗組員における外国人の実態を把握するため、漁船の外国人乗組員を把握する項目を設定。
- (6) 水産業・漁村の有する多面的機能や漁村の生活環境の実態を把握するため、漁業体験・漁村体験の実施主体や開催回数、合成洗剤不使用の取組等を把握する項目を設定。

2 調査範囲の変更

従前の「冷凍・冷蔵工場調査」及び「水産加工場調査」を統合し、新たに「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」として調査範囲を沿海市区町村から全国の市区町村（沿海及び非沿海）に変更。

1 報告書の構成

本報告書は、2003年（第11次）漁業センサス海面漁業調査と流通加工調査の結果から海面漁業に関する部分を抜粋し、市区町村別（平成15年11月1日現在）等に取りまとめたものである。

なお、統計表中の市区町村の配列に当たっては、沿海市区町村については、都道府県の沿岸部に沿い概ね東から西及び北から南の順、沿海市区町村以外の市区町村（以下、「非沿海市区町村」という。）については、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年4月1日行政管理庁告示第44号）の順とした。

2 調査の定義及び約束事項

(1) 海面漁業調査

過去1年間 漁業経営体	平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。 なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。 また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。
漁獲金額 漁業層	過去1年間の漁獲物の販売金額である。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業制度 大臣許可漁業	漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業(「指定漁業」と称されている。)で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業(法定知事許可漁業)及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
大臣承認漁業 漁業権漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。 都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。
自由漁業	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。

そ の 他	上記以外で以下の漁業をいう。 (ア)官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業 (イ)海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (ウ)農林水産大臣に届け出を行って営む漁業
漁 業 種 類	(ア)「主とする漁業種類」 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 (イ)「営んだ漁業種類」 漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁 船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。
主機関の馬力数	p s . . . 漁船法により平成13年度までに都道府県に登録された漁船に搭載されている主機関(推進機関)の馬力数をいう。 k w . . . 漁船法により平成14年度以降に新たに主機関(推進機関)を搭載し、都道府県に登録された(されている)漁船の馬力数をいう。
活 魚 販 売	貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態(泳ぎ)で販売したものをいう。
経 営 組 織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個 人 経 営 体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団 体 経 営 体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会 社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共 同 経 営	二人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校 ・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
漁業従事者世帯	過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
最盛期の海上作業 従事者数	各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。し

	たがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業のみ最多従事者数	過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。
経営体の専業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
経営主の就業状態	
自営漁業のみ	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自営漁業が主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。
自営漁業が従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業世帯	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。
漁業就業者	漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力及び10T未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業就業者	沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。

(2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------

漁業管理	
漁獲の管理	漁期、漁具、操業水域等の規制、漁獲サイズ等の規制の管理を行うものをいう。
漁場の管理	漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等の管理を行うものをいう。
漁業資源の管理	資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理を行うものをいう。
漁業管理組織の範囲	漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。

(3) 海面漁業地域調査

漁業地区	漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
遊漁案内業者	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。
遊漁者	レクリエーションを目的として、海面において水産動植物を採捕する者のうち、遊漁案内業者を利用した者をいう。
海洋性レクリエーション	海上、海浜若しくは海浜に隣接する後背地で行われるレクリエーションのことをいう。
民宿	旅館業法で定められている簡易宿泊施設（宿泊する場所を複数人で共有する構造及び設備を設けるもの）をいう。

(4) 流通加工調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。 ただし、統計表中に中央卸売市場市場を含む集計である旨の記載が無い場合は、全て中央卸売市場を除いた結果である。
水産物卸売業者	魚市場において、過去1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。 ただし、中央卸売市場に属する水産物卸売業者は除く。
水産物買受人	当該市場において、過去1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。 ただし、中央卸売市場に属する水産物買受人は除く。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

水産加工場

なお、沿海市区町村以外の市区町村（以下、「非沿海市区町村」という。）に所在する全ての事業所も含む。

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

なお、非沿海市区町村に所在する全ての事業所も含む。

3 数値及び記号の表示

(1) 数値

本統計書の数値は確定値であり、「2003年（第11次）漁業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なることがある。

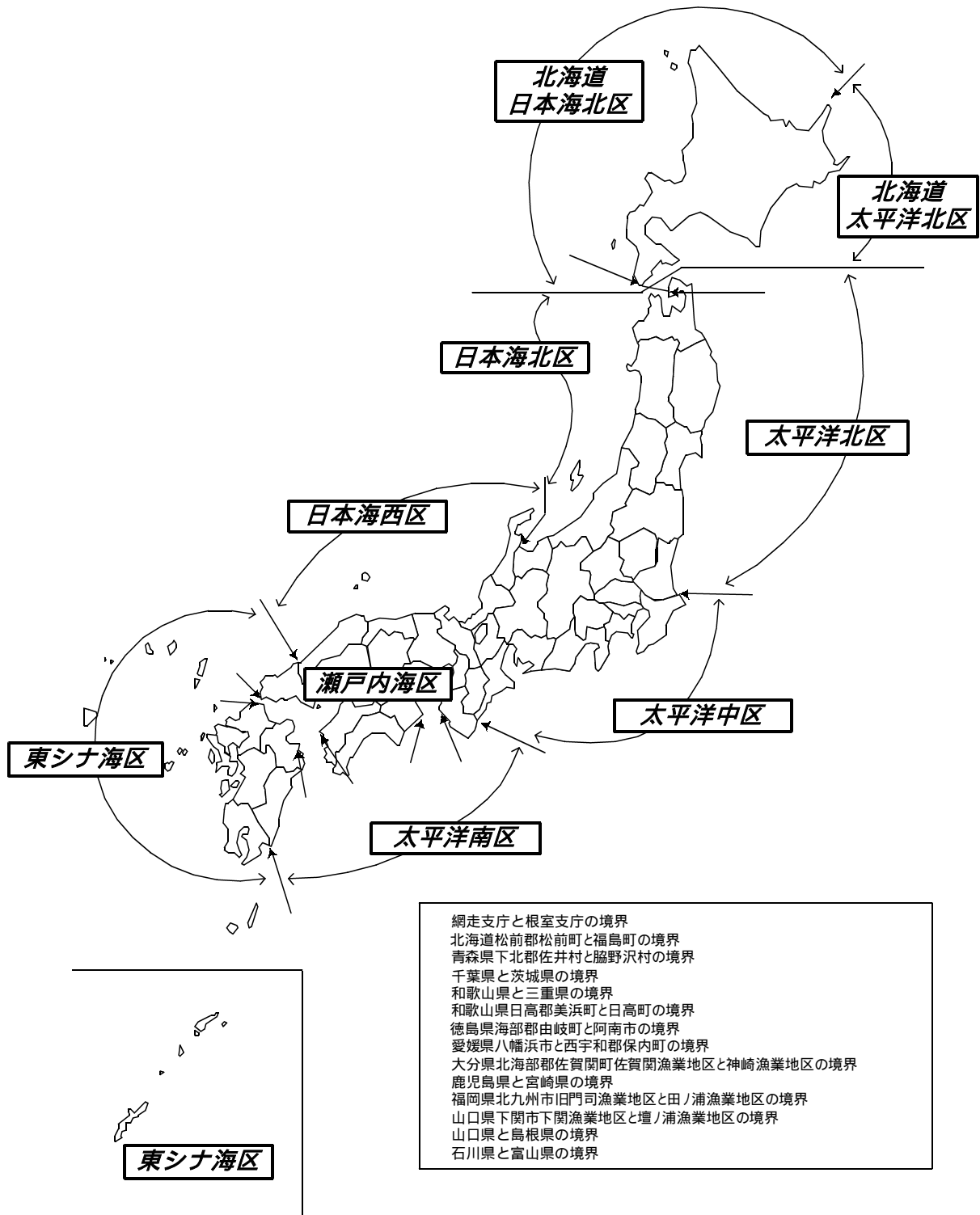
(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」は事実のないもの

「x」は秘密保護上数値を公表しないもの

4 大海区区分図



報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおり、随時刊行する予定である。

報 告 書 名

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井）

第2分冊 関東・東海・近畿

（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山）

第3分冊 中 国 ・ 四 国

（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

第4分冊 九 州 ・ 沖 縄

（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

別冊1 2003年（第11次）漁業センサス総括編

別冊2 THE 2003(11TH) FISHERY CENSUS OF JAPAN（英文統計）

CD-ROM 海面漁業の地域構造に関する統計

〃 海面漁業の漁業集落別統計

〃 内水面漁業に関する都道府県別総括図

連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室漁業センサス統計班

電話： 03 - 3502 - 8111 内線2789

03 - 3501 - 1013（直通）